

第6回行刑改革会議における第1分科会報告要旨

第1分科会においては、処遇の在り方等に関する以下の論点について議論した。各論点について示された意見は以下のとおり。

1 いわゆる処遇困難者の処遇の在り方等について

(1) 基本的な考え方について

処遇困難者の対応は非常に重要な問題であり、行刑改革に当たって本格的に取り組まなければならない問題である。

(2) 処遇困難者の定義について

- ・ 処遇困難者を定義することは困難であり、適当ではない。
- ・ 一定のグループについて処遇の在り方を検討するという意味において定義付けは必要。
- ・ いわゆる「処遇困難者」とは、「刑務所が手を焼いている者」というとらえ方ができる、具体的には、覚せい剤を中心とした薬物中毒者、精神障害者、性格異常者を中心として考えられる。更に、一部言葉が通じないという意味において苦労する外国人も含まれるかもしれない。

(3) 処遇困難者の処遇の問題について

- ・ これまでの処遇においては、犯罪別の分類・収容がなされていないことから、処遇に融通性がない部分がある。分類・収容の在り方を検討しなければならない。
- ・ 特に、全受刑者の4分の1、女子刑務所では2分の1が覚せい剤受刑者であるという現実に照らすと、あらゆる犯罪者に共通するような処遇を施すのでは無理がある。
- ・ 薬物中毒者や精神障害者などについて、毎日8時間の刑務作業をさせようとするのは無理があり、刑法の規定を前提としながらも、刑務作業よりもカウンセリングや治療を優先することが必要。

(4) 新しい処遇を行う体制について

- ・ 薬物中毒者などの処遇困難者を収容する特別な施設あるいは収容区を

設けることが必要。

- ・ 処遇困難者に対応する専門的な処遇技術を持った職員を養成したり、少年院や少年鑑別所に勤務する心理学、社会学、教育学などの専門的知識を有する職員を活用すべく、人事交流をもっと活発に行うことが必要。
- ・ 専門的知識を有する民間人による治療やカウンセリングなども有効であり、民間人を積極的に活用することも必要。

2 処遇の基本原則について

- ・ 累進処遇は問題があり、入所当初から個人の状況に応じた処遇を行うという考え方方が適当。
- ・ 現在の処遇制度における恩典は今の時代に合わなくなっている、本当にインセンティブとして機能するようなものを考える必要。

3 刑務所内における規律の在り方について

- ・ 現在の所内規則は厳しすぎ、受刑者の人権を尊重するという観点から、大幅に改める必要がある。開かれた刑務所を目指す以上、逃走の防止も絶対的な要請と考えることはできなくなるのではないか。
- ・ 開かれた刑務所を目指すとしても、逃走や事故を防止するためにも規律は保たれるべき。刑務所内での規律を緩めることによる危険を一般社会が甘受するかという観点も大切である。
- ・ 人間の尊厳を傷つけるような規律があってはならないことは言うまでもなく、そのような観点から現在の所内規則について再検討する余地がある。
- ・ 受刑者の特性に応じて処遇をきめ細かくしていく上では、全施設一律の規則を設ける必要はなく、きめ細かな規律の在り方を考えることが適当。

4 懲罰制度の在り方について

(1) 基本的考え方について

- ・ 懲罰の種類、懲罰を科すべき規律違反行為等の内容、懲罰を科す際の手続きをきちんと法定することが絶対に必要。

(2) 軽屏禁について

- ・ 軽屏禁は、本来の居房とは異なる場所に居ること自体が懲罰の内容をなすものであり、それ以上に自由を制限すべきではなく、現在の運用は改めるべき。

- ・ 軽屏禁には規律違反をしたことについて自省させるという意味も含むから、居房内でどのようなことをしてもよいということは適當ではない。
- ・ 軽屏禁中の規律に、非人間的であり現代の生活パターンにそぐわない内容があるようであれば検討し直さなくてはならない。

(3) 職員の指示違反を懲罰事由としていることについて

- ・ 指示違反というものは主觀的、相對的であり、あいまいな要素が入り込む余地があるため、刑務官と受刑者との間で軋轢を招く原因となっている。職員が指示できる事項を明確化したり、一定の回数以上指示に従わなかった場合に限って懲罰を科すことができることとするような客觀化が必要ではないか。

(4) 懲罰手続の適正を確保する方策について

- ・ 刑務所内の規律秩序を迅速に回復させるための懲罰手続においては、迅速性が求められるのであり、これに外部の第三者を関与させるという方策は、現実問題として困難であり適當ではない。
- ・ 現在は当該施設のみで行っている懲罰手続の透明性を高めるために、事後的なチェックを行うことは必要。例えば、管区等の上級機関に報告させ、監査させるような仕組みを設けることが必要。

5 昼夜間独居拘禁及び保護房収容の適正を確保する方策について

- ・ 昼夜間独居拘禁にした者の精神状態に異常が生じていないかを確認するために、定期的に精神科医の診断を受けさせることが必要。
- ・ 保護房に収容した事案について、ビデオ録画するという矯正局の方針は有効であり、積極的に進めるべき。